○静岡県警察静岡市警察部の運営に関する訓令

(平成19年6月6日静岡県警察本部訓令第30号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、静岡県警察組織規則(昭和34年県公委規則第9号)に基づき、 静岡県警察静岡市警察部(以下「静岡市警察部」という。)の運営に関し必要な事項 を定めるものとする。

(静岡市との連絡調整)

第2条 静岡市警察部長は、複数の県本部所属若しくは複数の警察署に関連する事務又は市の複数の課等若しくは複数の区役所に関する事務で、静岡市警察部が相互の連絡調整等を行うことが効率的であると認められるものについて、静岡市と連絡調整を行うものとする。

(静岡市内警察署との連絡調整)

第3条 前条の規定は、静岡市の区域を管轄する警察署(以下「静岡市内警察署」という。)との連絡調整について準用する。

(資料等の要求)

第4条 静岡市警察部長は、所掌事務の遂行のために必要があると認めるときは、県本部の所属長又は静岡市内警察署の署長に対し、資料等の提出又は報告を求めることができるものとする。

(連絡会議の開催)

第5条 静岡市警察部長は、静岡市と調整を図り関連行政を中心とした意見、情報等の 交換を行い、各種施策の円滑な推進を図るため、定期的な連絡会議を開催するものと する。この場合において、静岡市警察部長は、必要により静岡市内警察署の署長、県 本部の関係所属長等の出席を求めることができる。

(細目的事項)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な細目的事項は、別に定めるものとする。

附則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(令和2年3月24日県本部訓令第8号)

この訓令は、令和2年3月27日から施行する。